下請振興関連保証制度事務取扱要領の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
振興事業関連保証制度事務取扱要領 振興事業関連保証制度要綱に基づく流動資産担保保証に係る保証事務の取扱いは、本要領によることとする。 1.　定義 (1) 主務大臣の承認に係る振興事業計画（受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号）（以下「法」という。）第５条第１項に規定する振興事業計画をいう。）に従って振興事業（法第５条第１項に規定する振興事業をいう。）を実施する中小企業者が、委託事業者（法第２条第４項に規定する委託事業者をいい、当該振興事業計画に従って振興事業を実施する関係中小受託事業者（法第５条第１項に規定する関係中小受託事業者をいう。）であって当該振興事業計画に従って振興事業を実施する他の関係中小受託事業者の委託事業者であるもの及び振興事業計画について主務大臣の承認を受けた事業協同組合その他の団体の構成員である関係中小受託事業者であって当該団体の構成員である他の関係中小受託事業者の委託事業者であるものを含む。以下同じ。）に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の当座貸越について、あらかじめ一定の極度額、期間を定め、その範囲内において反復継続して行われる貸越についての保証を振興事業関連根保証（以下「根保証」という。）という。 (2) 主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者が、委託事業者に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行う保証を振興事業関連個別保証（以下「個別保証」という。）という。 (3)～(4)【現行のとおり】 2～3【現行のとおり】 4. 保証依頼 (1) 本保証の依頼に際しては、信用保証依頼書の保証制度名欄に「振興事業関連根保証」又は「振興事業関連個別保証」と表示のうえ、申し込むものとする。 (2) 本保証の依頼に際しては、信用保証委託申込書（流動資産担保融資保証制度用）及び信用保証依頼書の他、次の資料を添付することとする。 ①債権譲渡担保対象売掛先一覧表 ②債権譲渡担保対象売掛先明細書 ③第三債務者との取引基本契約書（写） （不存在、紛失等により徴求が困難な場合は徴求しなくとも差し支えない。） ④過去の取引実績を証する書類（写） ⑤個別保証の場合は、担保として徴求する売掛債権の挙証資料（写） ⑥個別保証であって、物品の納入、役務の提供等（以下「役務の提供等」	**下請振興関連保証制度事務取扱要領** 下請振興関連保証制度要綱に基づく流動資産担保保証に係る保証事務の取扱いは、本要領によることとする。 1.　定義 (1) 主務大臣の承認に係る振興事業計画（下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号）（以下「法」という。）第５条第１項に規定する振興事業計画をいう。）に従って振興事業（法第５条第１項に規定する振興事業をいう。）を実施する中小企業者が、親事業者（法第２条第２項に規定する親事業者をいい、特定下請組合等（法第５条第１項に規定する特定下請組合等をいう。）の構成員であるものを含む。）に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の当座貸越について、あらかじめ一定の極度額、期間を定め、その範囲内において反復継続して行われる貸越についての保証を下請振興関連根保証（以下「根保証」という。）という。 (2) 主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者が、親事業者に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行う保証を下請振興関連個別保証（以下「個別保証」という。）という。 (3)～(4)【略】 2～3【略】 4. 保証依頼 (1) 本保証の依頼に際しては、信用保証依頼書の保証制度名欄に「下請振興関連根保証」又は「下請振興関連個別保証」と表示のうえ、申し込むものとする。 (2) 本保証の依頼に際しては、信用保証委託申込書（下請振興関連保証制度用）及び信用保証依頼書の他、次の資料を添付することとする。 ①債権譲渡担保対象売掛先一覧表 ②債権譲渡担保対象売掛先明細書 ③第三債務者との取引基本契約書（写） （不存在、紛失等により徴求が困難な場合は徴求しなくとも差し支えない。） ④過去の取引実績を証する書類（写） ⑤個別保証の場合は、担保として徴求する売掛債権の挙証資料（写） ⑥個別保証であって、物品の納入、役務の提供等（以下「役務の提供等」

という）が完了する前の売掛債権又は役務の提供等が完了した後挙証資料が整う前の売掛債権（以下双方含めて「未発生債権」という。）を返済引当とする場合は、保証申込日直前の決算における決算書又は確定申告書（写） ⑦主務大臣の承認を受けた振興事業計画（写） 5～27【現行のとおり】 28. 回金義務 信用保証協会が代位弁済をした後、取扱金融機関が振興事業関連保証制度要綱に基づいて徴求した売掛債権（化体電子記録債権を除く。）の弁済金より本制度に係る貸越（貸付）金の弁済を受けた場合は、取扱金融機関は直ちに回収金額の８０％相当額（円単位未満切捨）（注１）を信用保証協会に回金しなければならない。 また、信用保証協会が当該売掛債権の弁済金より本制度に係る貸越（貸付）により生じた事前求償権又は事後求償権の弁済を受けた場合は、信用保証協会は直ちに回収金額の２０％相当額（円単位未満切上）（注２）を取扱金融機関に回金しなければならない。 ただし、当該売掛債権からの回収金を、取扱金融機関又は信用保証協会の一方が有する当該売掛債権の被担保債権に充当した後剰余金が生じ、かつその他方が有する当該債権が完済となっていない場合は、当該債権が完済となるまで当該剰余金を回金しなければならない。 （注１）一部免責等の事由により、代位弁済時の貸越（貸付）金元本残高に対する貸越（貸付）金元本の代位弁済割合（以下「代位弁済割合」という。）が８０％に満たないときは、代位弁済割合を乗じた相当額となる。 （注２）（注１）の場合においては、（１００－代位弁済割合）％を乗じた相当額となる。 29～30【現行のとおり】 附　則 この要綱は、令和８年１月１日から施行する。	という）が完了する前の売掛債権又は役務の提供等が完了した後挙証資料が整う前の売掛債権（以下双方含めて「未発生債権」という。）を返済引当とする場合は、保証申込日直前の決算における決算書又は確定申告書（写） ⑦主務大臣の承認を受けた振興事業計画（写） 5～27【略】 28. 回金義務 信用保証協会が代位弁済をした後、取扱金融機関が下請振興関連保証制度要綱に基づいて徴求した売掛債権（化体電子記録債権を除く。）の弁済金より本制度に係る貸越（貸付）金の弁済を受けた場合は、取扱金融機関は直ちに回収金額の８０％相当額（円単位未満切捨）（注１）を信用保証協会に回金しなければならない。 また、信用保証協会が当該売掛債権の弁済金より本制度に係る貸越（貸付）により生じた事前求償権又は事後求償権の弁済を受けた場合は、信用保証協会は直ちに回収金額の２０％相当額（円単位未満切上）（注２）を取扱金融機関に回金しなければならない。 ただし、当該売掛債権からの回収金を、取扱金融機関又は信用保証協会の一方が有する当該売掛債権の被担保債権に充当した後剰余金が生じ、かつその他方が有する当該債権が完済となっていない場合は、当該債権が完済となるまで当該剰余金を回金しなければならない。 （注１）一部免責等の事由により、代位弁済時の貸越（貸付）金元本残高に対する貸越（貸付）金元本の代位弁済割合（以下「代位弁済割合」という。）が８０％に満たないときは、代位弁済割合を乗じた相当額となる。 （注２）（注１）の場合においては、（１００－代位弁済割合）％を乗じた相当額となる。 29～30【略】

振興事業関連保証制度事務取扱要領

振興事業関連保証制度要綱に基づく流動資産担保保証に係る保証事務の取扱いは、本要領によることとする。

1. 定義

(1) 主務大臣の承認に係る振興事業計画（受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号）（以下「法」という。）第５条第１項に規定する振興事業計画をいう。）に従って振興事業（法第５条第１項に規定する振興事業をいう。）を実施する中小企業者が、委託事業者（法第２条第４項に規定する委託事業者をいい、当該振興事業計画に従って振興事業を実施する関係中小受託事業者（法第５条第１項に規定する関係中小受託事業者をいう。）であって当該振興事業計画に従って振興事業を実施する他の関係中小受託事業者の委託事業者であるもの及び振興事業計画について主務大臣の承認を受けた事業協同組合その他の団体の構成員である関係中小受託事業者であって当該団体の構成員である他の関係中小受託事業者の委託事業者であるものを含む。以下同じ。）に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の当座貸越について、あらかじめ一定の極度額、期間を定め、その範囲内において反復継続して行われる貸越についての保証を振興事業関連根保証（以下「根保証」という。）という。

(2) 主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者が委託事業者に対して有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行う保証を振興事業関連個別保証（以下「個別保証」という。）という。

(3) 商品又は役務の提供に基づいて発生した受取手形を化体手形という。

(4) 商品又は役務の提供並びに機械類その他の物品を使用させる契約に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成１９年法律第１０２号）第１５条に規定する電子記録債権をいう。）を化体電子記録債権という。

2. 根保証の保証期間

(1) 保証期間の始期

根保証の保証期間の始期は信用保証書発行後の当座貸越契約締結日もしくは信用保証書で定めた日とする。

(2) 保証期間の終期

保証期間の終期は次のいずれかによるものとする。

①保証期間経過後の応当日の前日

②保証期間経過後の応当日

（注）当座貸越契約の締結は、信用保証書発行の日から60日以内に行うものとする。なお、当該締結が信用保証書発行の日から30日を経過した後行われる場合であっても、約定書の規定にかかわらず、信用保証協会の承諾を得ることを要しないものとする。

3. 保証申込

(1) 申込人の既往取引金融機関を経由して申し込むものとする。ただし、新規に取引を開始する場合であっても、取扱金融機関が認めたときはこの限りでない。

(2) 本制度の利用は一申込人につき、一信用保証協会に限るものとする。

(3) 申込人が本制度を複数口利用する場合、第三債務者を重複させて担保提供することはできないものとする。ただし、個別保証を複数口利用する場合であって異なる売掛債権を担保とする場合、及び個別保証において化体手形又は化体電子記録債権のみを担保とする場合はこの限りでない。

(4) 第三債務者は、日本国内の事業者に限るものとする。

(5) 根保証の場合、第三債務者と申込人の間に、原則として取引の継続を要することとする。

(6) 第三債務者と申込人の間に、原則として取引基本契約（同等の契約を含む）の締結があることを要する。

4. 保証依頼

(1) 本保証の依頼に際しては、信用保証依頼書の保証制度名欄に「振興事業関連根保証」又は「振興事業関連個別保証」と表示のうえ、申し込むものとする。

(2) 本保証の依頼に際しては、信用保証委託申込書（**流動資産担保融資保証制度用**）及び信用保証依頼書の他、次の資料を添付することとする。

①債権譲渡担保対象売掛先一覧表

②債権譲渡担保対象売掛先明細書

③第三債務者との取引基本契約書（写）

（不存在、紛失等により徴求が困難な場合は徴求しなくとも差し支えない。）

④過去の取引実績を証する書類（写）

⑤個別保証の場合は、担保として徴求する売掛債権の挙証資料（写）

⑥個別保証であって、物品の納入、役務の提供等（以下「役務の提供等」という）が完了する前の売掛債権又は役務の提供等が完了した後挙証資料が整う前の売掛債権（以下双方含めて「未発生債権」という。）を返済引当とする場合は、保証申込日直前の決算における決算書又は確定申告書（写）

⑦主務大臣の承認を受けた振興事業計画（写）

5. 保証申込の審査・承諾

(1) 取扱金融機関は、あらかじめ申込人に対し、所定の特約書の記載事項の内容、その他本制度に係る固有の事項について十分説明を行わなければならない。

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、申込人から申し出のあった譲渡担保の対象となる第三債務者について、知り得た情報にて書面審査を行わなければならない。

(3) 信用保証協会は、審査のうえ適当と認めたときは、取扱金融機関に対し信用保証書を発行するものとする。

6. 信用保証書

信用保証書には通常の記載事項の他、下記の事項を記載するものとする。

①借入極度額（個別保証の場合は借入金額）

②保証割合（借入金債務の８０％である旨を表示する。）

③第三債務者名

④譲渡担保として徴求する債権の対抗要件具備方法（第三債務者が複数にわたる場合は第三債務者ごとに記載する。）

⑤譲渡担保として徴求する債権に譲渡制限特約が付されている場合は、当該特約を解除した後、担保徴求する旨

⑥個別保証の場合は、譲渡担保として徴求する債権の掛け目

⑦個別保証の場合において未発生債権を返済引当とすることを認める場合は、その旨

7. 信用保証料

借入極度額（個別保証の場合は借入金額）に保証期間及び信用保証料率を乗じた額を信用保証料とする。

8. 売掛債権

(1) 譲渡担保の対象となる売掛債権は、中小企業信用保険法第３条の４第１項に規定する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権に限るものとする。具体的には下記のとおり。

①売掛金債権

②割賦販売代金債権

③運送料債権

④診療報酬債権

⑤その他の報酬債権

⑥工事請負代金債権

⑦化体手形

⑧化体電子記録債権

(2) 第三債務者と申込人の間に譲渡制限特約がある場合は、対象外とする。但し、第三

債務者から解除承諾書が得られた場合又は抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合はこの限りでない。

(3) 将来発生する売掛債権（将来債権）も譲渡担保とすることができるものとする。
個別保証にかかる貸付の返済引当とできるものは、既に発生している売掛債権（既発生債権）の他に、次の事由その他の事由を総合的に判断し、申込人の契約の履行の確実性に関し懸念がある場合を除き、申込人と第三債務者との間において売掛債権の発生原因となる契約が締結された後の、未発生債権も含まれるものとする。
①大幅な債務超過があること。
②過去の取引実績において、役務の提供等の大幅な遅延又は重大な瑕疵があること。

(4) 個別保証にかかる貸付の返済引当とするのは、原則として一口の売掛債権とする。ただし、すべての売掛債権の返済期日が１ケ月以内に収まるときは複数口の売掛債権を返済引当とした一本の手形貸付を実行することができるものとする。

(5) 譲渡担保債権の発生期間は、譲渡担保契約締結日の６ケ月前の応当日から同締結日の４年後の応当日までとする。

9. 対抗要件の具備

(1) 売掛債権に譲渡担保権を設定したときは、取扱金融機関及び信用保証協会の準共有名義により、当該譲渡担保権の対抗要件を具備するものとする。具体的には、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条の規定に基づく確定日付のある「通知」もしくは「承諾」、又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）（以下「動産債権譲渡特例法」という。）第４条の規定に基づく債権譲渡登記によるものとする。
なお、個別保証において、化体手形又は化体電子記録債権のみを担保とする場合はこの限りでない。

(2) 個別保証の場合は、(1) の民法第４６７条の規定に基づく確定日付のある「通知」又は「承諾」によるものとする。

(3) 債権譲渡登記を行う場合は、登記の存続期間は１０年とする。

(4) 債権譲渡登記を行ったときは、登記の確認のため、取扱金融機関は申込人の概要記録事項証明書及び第三債務者ごとの登記事項証明書を徴求するものとする。

10. 担保管理手数料

(1) 取扱金融機関は、債権譲渡担保契約証書及び特約書の徴求、債権譲渡登記等の対抗要件の具備等、担保の設定・管理事務手続につき、信用保証協会を代理して行うものとする。

(2) 金融機関は、担保の設定・管理事務等の対価として、債務者より取扱金融機関所定の担保管理手数料を徴収することができる。

この手数料については、中小企業者に十分説明しなければならない。

11. 貸越方法

(1) 根保証における当座貸越は、当座貸越口座もしくは普通貸越口座によることとする。

(2) 貸越に際しては、取扱金融機関所定の借入請求書もしくは借入専用小切手によることとし、エレクトロニック・バンキングシステムによることはできないこととする。

12. 貸越（貸付）の実行

(1) 根保証の場合、取扱金融機関は、当座貸越契約を締結するにあたり、あらかじめ申込人名義の貸越口座を開設させなければならない。

(2) 取扱金融機関は、当座貸越契約を締結するにあたり申込人より所定の特約書及び譲渡担保債権報告書（譲渡担保債権報告書と同様の書類として取扱金融機関又は信用保証協会が認めたものを含む。以下同じ。）を徴求するものとする（個別保証の場合、譲渡担保債権報告書は不要）。

(3) 申込人が根保証に係る個々の借入を申込む場合は、取扱金融機関に、借入請求書もしくは借入専用小切手を提出するものとする。

(4) 当座貸越元帳等の写しについては、原則として根保証確定後代位弁済までの最終貸越残高が確認できるもの、および申込人が提出した借入請求書等については、最終貸越時より遡及して６ヶ月分を保管しておくものとする。

(5) 根保証の極度額は、担保として徴求した売掛債権の見積額（過去１年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額。ただし、季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合はピーク月商額にサイトを乗じた額としても差し支えない。）に下記に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目（％）を乗じた額を超えてはならない。

　個別保証に係る貸付額は、返済引当となる売掛債権額に、下記に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目（％）を乗じた額を超えてはならない。ただし、役務の提供等が完了する前の未発生債権を返済引当とする場合は、返済引当となる未発生債権額（前払金、中間金等役務の提供等が完了する前に支払われるものがある場合は、その額を控除した額。以下同じ。）を申込人と第三債務者との間における売掛債権の発生原因となる契約の締結日（以下「契約締結日」という。）から役務の提供等が完了すると見込まれる日までの間に相当する月数（月単位未満切上）で除した額に契約締結日から借入申込日までの間に相当する月数（月単位未満切捨。ただし１月未満の場合は１月とする。）を乗じた額又は返済引当となる未発生債権額に２分の１を乗じた額に下記に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目（％）を乗じた額を超えてはならない。

	一般企業 （A）	店頭、新興市場 上場有配企業（B）	官公庁 上場有配企業（C）
抗弁放棄の意思表示を含む承諾（注１）	８０％	９０％	１００％
通知（注２）	７５％	８５％	９５％
留保（注３）	７０％	８０％	９０％

（注１）民法第４６７条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの

（注２）①登記事項証明書を添付した通知、又は②民法第４６７条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記（注１）以外の「承諾」

（注３）上記（注２）①の留保

（注４）「有配」とは、保証決定時（もしくは期間延長時）直前期末の株主配当を実施していることをいう。

(6) 当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないものとする。

(7) 利息の元本組入により極度額を超えることとなる場合には、その超える部分は未収利息として取り扱うこととし、速やかに回収するものとする。

(8) 信用保証書に基づいて当座貸越契約を締結したとき、もしくは信用保証書で定めた日が到来したときは、取扱金融機関は速やかに所定の「貸付実行報告書」もしくはオンライン伝送により信用保証協会に報告するものとする。なお、個々の貸越に係る貸付実行報告は要しない。

13. 償還報告

(1) 根保証における貸越期間内の償還報告

貸越発生期間内の貸越金の約定弁済および随時弁済に係る個々の償還状況の報告は不要とする。

(2) 期間確定後の償還報告

保証期間確定後の貸越金残高について、保証条件変更により返済方法を定めた場合の償還報告は、速やかに書面（償還報告書等）もしくはオンライン伝送により行うこととする。

14. 利息の元本繰入

(1) 確定事由発生後の利息の取扱い

当座貸越根保証が確定した後に生じた利息の元本繰入は認めないこととする。

(2) 約定弁済不履行後の利息の取扱い

約定弁済分が不履行となった後に生じた利息の元本繰入は認めないこととする。

15. 根保証におけるモニタリング

(1) 取扱金融機関は、１ヶ月に１回以上、譲渡担保とした売掛債権の弁済金について、

譲渡担保対象売掛先明細書に記載された口座（以下「回収口座」という。）への入金状況を確認し、事前の申告より大幅な相違がないか否か確認しなければならない。なお、回収口座として取扱金融機関以外の金融機関の口座が記載されていたときは、当該口座の預金通帳の写等を徴求し、確認しなければならない。

(2) 取扱金融機関は、３ヶ月に１回以上、譲渡担保とした売掛債権の状況について、申込人より譲渡担保債権報告書を徴求しなければならない。

16. 化体手形及び化体電子記録債権の取扱

(1) 譲渡担保債権が受取手形又は電子記録債権により回収されたときは、当該譲渡担保債権の回収日に当該受取手形又は電子記録債権につき担保として差入れを受けるものとする。

(2) 個別保証における貸付につき譲渡担保債権が受取手形又は電子記録債権により回収されることが予め約されている場合は、当該譲渡担保債権の回収日に当該受取手形又は電子記録債権につき担保として差入れを受け、当該手形又は電子記録債権の支払期日まで貸付手形の書替継続をすることができるものとする。

17. 根保証の変更・継続

(1) 期間の延長、極度額の減額及び第三債務者の追加・交替等は、所定の手続きにより行うものとする。

(2) 根保証の期間満了に際し、根保証を継続する場合は、変更保証契約による１年間の期間延長又は継続新規のいずれかによるものとする。

(3) 保証期間が通算して３年を超えることとなる場合、もしくは保証金額の増額等、特段の事情がある場合は、継続新規によるものとする。

(4) 継続新規による信用保証書の保証条件欄には、「本件保証にて前回保証残額を決済のこと」等の決済条件を付すこととする。

(5) 取扱金融機関は、保証期間経過後、根保証の継続にかかる変更保証書が交付されるまでの間は、新たな貸越をしてはならない。

(6) 継続新規による場合、取扱金融機関は、当初の徴求書類を併せて保管するものとする。

18. 根保証の確定、根保証の期間満了にともなう期間確定報告

(1) 根保証は次の事由によって確定するものとする。

①根保証を更新しない場合

②当座貸越契約が解約その他の事由で終了した場合

③申込人につき期限の利益喪失の請求喪失事由が生じた場合

(2) 根保証確定時の被保証債務の元本は、確定時までに発生している貸越金残額の８０％とする。

(3) 根保証の期間が満了した場合、取扱金融機関は、保証期間内に貸越したもののうち残存する期日未到来の貸越について、その内容を保証期間の満了後速やかに所定の「期間確定報告書」により信用保証協会に報告するものとする。

19. 完済報告

根保証による個々の貸越がすべて終了・完済したときは、取扱金融機関は速やかに所定の「弁済（完済）報告書」により信用保証協会に報告するものとする。

20. 貸越（貸付）金の延滞・事故報告

貸越（貸付）金残額の償還義務が発生しているにもかかわらず、この償還がなされないときは、取扱金融機関は信用保証協会に対し、速やかにその事実を延滞または事故報告書により報告するものとする。

21. 貸越の一時中止

根保証の場合、次に掲げる事由が生じたときは、取扱金融機関は新規の貸越を一時中止するものとする。

一時中止の事由が解消したとき又は信用保証協会と協議の上相当と認められたときは、一時中止を解除し、又は一時中止をしないことができるものとする。

(1) 信用保証協会から一時中止を申し入れしたとき

(2) 申込人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じたとき

(3) 申込人に対する他の貸付口につき延滞が生じたとき

(4) 根保証に係る約定弁済期日において延滞が生じたとき、もしくは延滞が生じることが判明したとき

(5) 保証条件とした根保証人について根保証の確定事由が生じたことが判明したとき

(6) その他取扱金融機関が相当と認めたとき

22. 回収口座からの出金停止

根保証の場合、次に掲げる事由が生じたときは、取扱金融機関は、申込人が取扱金融機関における回収口座にある預金の全部又は一部を取扱金融機関の承諾なくして使用できないとする措置（以下「出金停止」という。）を講じるものとする。

出金停止の事由が解消したとき又は信用保証協会と協議の上相当と認められたときは、出金停止を解除し、又は出金停止をしないことができるものとする。

(1) 信用保証協会から出金停止の申し入れがあったとき

(2) 申込人につき事故報告書の提出事由が生じたとき

(3) 申込人に対する他の貸付口につき２回以上の延滞が生じたとき、もしくは期限一括返済の条件による貸付口につき延滞が生じたとき

(4) 根保証に係る約定弁済期日において延滞が生じたとき、もしくは延滞が生じることが判明したとき

(5) その他取扱金融機関が相当と認めたとき

23. 第三債務者に対する通知

根保証の場合、次に掲げる事由が生じたときは、取扱金融機関は、取扱金融機関及び信用保証協会の双方を代表し、各事由ごとに定める者に対して動産債権譲渡特例法第４条第２項の規定に基づく通知をしなければならない。

通　知　事　由	通　知　先
(1) 申込人につき期限の利益が喪失したとき	すべての第三債務者
(2) 第三債務者につき別に定める破綻事由が生じたことが判明したとき	当該第三債務者
(3) その他取扱金融機関が相当と認めたとき	取扱金融機関が相当と認める第三債務者

24. 預金相殺、保証条件外の担保又は保証人からの回収

(1) 回収口座にある預金

回収口座にある預金であって、担保として徴求した売掛債権の弁済金であることが明らかなものについて取扱金融機関が相殺する場合は、本制度に係る貸越金の返済に優先的に充当するものとする。ただし、本制度に係る貸越金の返済に充当した後、剰余がある場合には (2) によるものとする。

(2) その他の預金、保証条件外担保・保証人

上記 (1) 以外の預金及び (1) ただし書の剰余金について取扱金融機関が相殺する場合並びに信用保証協会による保証債務の履行前に保証条件外の担保又は保証人から回収があった場合の充当順序は預金相殺に係る一般的取扱いに準じて取扱うものとする。

25. 代位弁済請求

取扱金融機関は、代位弁済の請求にあたり信用保証協会所定の代位弁済請求関係書類の他に下記の書類を提出するものとする。

個別保証・根保証共通
① 譲渡担保契約書（写） ② 特約書（写） ③ 譲渡担保の対抗要件の具備を証する書面（写） ④ 担保手形等差入証（写）、差入を受けた化体手形（写）および差入を受けた化体電子記録債権に係る通常開示書面（最新債権情報および全部開示）

個別保証	根保証
① 貸付手形（写） ② 譲渡担保対象売掛先明細書（兼借入申込書） ③ 貸付実行時のエビデンス（写）（未発生債権を返済引当とした場合は添付不要。） ④ 未発生債権を返済引当とした場合は、第三債務者との間の契約内容を証する書面（写） ⑤ 役務の提供等が完了した後挙証資料が整う前の未発生債権を返済引当とする場合は、納品書等役務の提供等が完了したことを証する書面（写）	① 当座貸越契約書（写） ② 貸越残高証明書 ③ 当座貸越契約締結時及び代位弁済請求時の直近の譲渡担保債権報告書（写） ④ 直近１年分のモニタリング記入表（写） 必要に応じて以下の書類を提出するものとする。 ① 当座貸越元帳（写） ② 代位弁済請求対象案件にかかる借入請求書（写）または借入専用小切手（写）

26. 代位弁済の範囲

保証債務の履行範囲は、貸越（貸付）金残額（根保証の場合は確定時の残額）の８０％（円単位未満切捨）に、当該金額を基礎として算出した利息及び遅延損害金を加えた額を限度とする。ただし、遅延損害金は貸付利率と同率により計算するものとし、約定書所定の日数分を限度とする。

27. 債権書類の交付

信用保証協会が代位弁済を行ったときは、信用保証協会は取扱金融機関より本制度による貸越（貸付）に係る債権書類の交付を受けるものとする。

28. 回金義務

信用保証協会が代位弁済をした後、取扱金融機関が振興事業関連保証制度要綱に基づいて徴求した売掛債権(化体電子記録債権を除く。)の弁済金より本制度に係る貸越(貸付）金の弁済を受けた場合は、取扱金融機関は直ちに回収金額の８０％相当額（円単位未満切捨）（注１）を信用保証協会に回金しなければならない。

また、信用保証協会が当該売掛債権の弁済金より本制度に係る貸越（貸付）により生じた事前求償権又は事後求償権の弁済を受けた場合は、信用保証協会は直ちに回収金額の２０％相当額（円単位未満切上）（注２）を取扱金融機関に回金しなければならない。

ただし、当該売掛債権からの回収金を、取扱金融機関又は信用保証協会の一方が有する当該売掛債権の被担保債権に充当した後剰余金が生じ、かつその他方が有する当該債権が完済となっていない場合は、当該債権が完済となるまで当該剰余金を回金しなければならない。

（注１）一部免責等の事由により、代位弁済時の貸越（貸付）金元本残高に対する貸越（貸付）金元本の代位弁済割合（以下「代位弁済割合」という。）が８０％に満たないときは、代位弁済割合を乗じた相当額となる。

（注２）（注１）の場合においては、（１００－代位弁済割合）％を乗じた相当額となる。

29. 代位弁済後の債権譲渡

信用保証協会が代位弁済を行った後、取扱金融機関が本制度に基づく貸越（貸付）金債権を他に譲渡するときは、信用保証協会の承諾を得るものとする。

また、信用保証協会が本制度により生じた求償権を他に譲渡するときは、取扱金融機関の承諾を得るものとする。

30. 他の制度との関係

申込人が当座貸越根保証の利用を希望している場合であって、本制度の要件に適合するときは、他の制度に優先して本制度を利用することを原則とする。

附　則

1. この要領は、平成１５年１１月１日から施行する。
2. 11の(4)の改正は、平成１６年２月２３日から施行する。

附　則

この要領（平成１７年７月１日付け業務部長名通知）は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則

この要領（平成１９年８月２８日付け業務部長名通知）は、平成１９年８月２８日に施行し、平成１９年８月４日から適用する。

附　則

この要領（平成１９年１０月２５日付け業務部長名通知）は、平成１９年１０月２４日に施行し、平成１９年１０月１日保証協会の保証申込受付分から適用する。

附　則

この要領は、平成２５年１０月４日に施行し、平成２５年９月２０日から適用する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年９月１日に施行し、令和３年８月２日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年１月１日から施行する。